



社会福祉法人川崎愛児園

令和6年度 事業計画

児 童 養 護 施 設	川 崎 愛 児 園
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	野 川 つ く し ホ ー ム
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	野 川 す み れ ホ ー ム
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	生 田 あ や め ホ ー ム
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	東 有 馬 叶 芽 ホ ー ム
川 崎 児 童 自 立 援 助 ホ ー ム	大 志
川 崎 児 童 自 立 援 助 ホ ー ム	こ も れ び
ま ぎ ん 児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	
児 童 養 護 施 設	白 山 愛 児 園
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	結
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	紬
は く さ ん 児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	

目次

I 社会福祉法人川崎愛児園事業計画	1
法人全体の取り組み	2
地域における公益的な取り組みの推進	6
子育て短期利用事業	7
川崎市学習支援・居場所づくり事業「すえっ子広場」	7
居場所づくり事業「あいあい」	7
関係機関との連携	8
II 事業所事業計画	9
児童養護施設 川崎愛児園	9
地域小規模児童養護施設 野川つくしホーム	11
地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム	12
地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム	14
地域小規模児童養護施設 東有馬叶芽ホーム	16
川崎児童自立援助ホーム 大志	17
川崎児童自立援助ホーム こもれび	19
まぎぬ児童家庭支援センター	21
児童養護施設 白山愛児園	23
地域小規模児童養護施設 結	25
地域小規模児童養護施設 紬	28
はくさん児童家庭支援センター	311

【法人ロゴマークの意味】



「K」「A」の組み合わせに、簡略化した「千鳥（縁起の良い和模様の一つ）」を入れたデザイン。
語呂合わせで「千鳥＝千取り→千の福を取る」ということから、千鳥は「目標達成」や「たくさんの幸せがやってきますように」という意味を持ちます。

法人の基本理念

当法人は、命の尊さを大切に、愛情をもって社会福祉事業を効果的かつ適正に行い、地域社会への貢献に努めます。また、地域社会の中で「将来を担う子どもたちへ」の質の高い養育及び子育て支援を目指します。さらに、事業経営の透明性と健全な経営を目指します。

- － 「命を大切にする心」
- － 「地域の中での養育と子育て支援」
- － 「健全な経営」

施設の基本方針

児童一人ひとりが命を大切にする心を持ち、心身ともに健康で調和のとれた人間として成長し、健全な社会人として自立した社会生活が営めるよう支援します。また、施設機能の専門性を活かし地域社会に協力します。

1. 一人ひとりの心身の成長に努めます
2. 一人ひとりの尊厳を維持し人権を擁護します
3. 一人ひとりの幸福のために支援します
4. 自立した社会生活が営めるように支援します
5. 施設の専門的役割を果たします

養護目標

社会的養護を必要とする入所児童に対しての基本目標は次の通りです。

- (1) あいさつの正しくできる人に
- (2) 健康な体と心をもてる人に
- (3) 人に好かれ社会の役立つ人に
- (4) 感謝の気持ちをもてる人に
- (5) 人との調和がとれる人に
- (6) 思いやりのある人に
- (7) 基本的な生活や自立した生活ができる人に

被措置児童等虐待防止要綱

社会福祉法人 川崎愛児園は被措置児童等への虐待および、いかなる権利侵害も認めないという強固な決意を持ち、子ども達が権利の主体として、誰一人とりのこされず、愛され守られ健やかに成長できるよう以下の養育を実施することを宣言します。

被措置児童等虐待ゼロ宣言

第1条 虐待について、いかなる理由があろうともこれを容認することなく、その防止に努めます

第2条 国連子どもの権利条約・こども基本法・児童福祉法・川崎市子どもの権利に関する条例・その他子どもの権利に関する法令理解をこども・職員一人ひとりが深められるよう取り組むとともに、法令に定められたこどもの権利の実現に努めます

第3条 日々の支援において不適切な関りがないか等の問題意識を持ち、互いに指摘しあえる施設風土を築きます

第4条 学校をはじめとした関係機関や第三者委員、権利擁護虐待防止委員と連携するとともに、ボランティアの参画等、地域に開かれた施設運営を推進します

第5条 不適切な関りが発生した際には「川崎市被措置児童等虐待対応ガイドライン」および法人の定める権利擁護虐待防止規程に基づき、迅速な行政への報告や対応・改善にあたります

I 社会福祉法人川崎愛児園事業計画

子ども達が権利の主体として、誰一人取り残されず、愛され 守られ 健やかに成長できるよう各種事業を推進するとともに、地域における多様な福祉課題に対して主体的に取り組むことで「地域における福祉の発展と向上」に努めます。併せて昨年度の被措置児童等虐待事案発生に伴い策定した「被措置児童等虐待事案に関する再発防止に向けた取組」に準じて各種事業の見直し、改善を図るとともに、それらを推進するにあたっての姿勢、考えを「被措置児童等虐待防止要綱」および「被措置児童等虐待ゼロ宣言」を掲げることで明示しています。

川崎市の掲げる「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、4月から新たに地域小規模児童養護施設「東有馬叶芽ホーム」の運営を開始します。代替養育を必要とする児童が増加する現況において、その新たな受け皿としての機能を果たすとともに、より家庭的な環境下におけるきめ細やかな支援を行います。

「自立援助ホーム大志」については施設の老朽化及び施設間連携の強化を目的とし、名称はそのままに宮前区に移転して事業を行います。

【養育支援】

養育については、施設の役割である、養育支援、自立支援、家族調整、発達の課題に対応する支援をすることを基本に取り組みます。退所児童に対しては、生活相談やメンタルケアを行い、必要に応じて他の支援機関と連携して支援します。併せて児童自立援助ホーム「こもれび」の青年期も含めた退所児支援事業を有効に活用し、自立後に訪れる困難や課題の解決をサポートします。

権利擁護については、子どもの権利を中心とした養育支援が実践できるよう権利擁護虐待防止委員会の開催、児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト、意見表明の保障に関する取り組み等を通して、施設と職員・子どもが理解を共有しながら取り組めるよう努めます。

【地域支援】

地域の福祉課題に対して「児童家庭支援センター」を中心にアウトリーチ型の支援を行います。要支援家庭には複数の福祉課題が潜在しており、これらの課題に包括的に対応できるよう他機関、多職種との連携強化に取り組みます。

育児負担感の軽減を目的とした「子育て短期利用事業」やひとり親家庭や貧困家庭をサポートする「地域の子どもの居場所事業」、子育て家庭の孤立予防「親子カフェ・親子広場」など、地域に必要な資源を展開します。それらの活動は、社会福祉協議会などの支援団体や地域のボランティアと協働することで、地域で子どもを見守り、育てていく風土づくりの強化に努めます。

【人材育成】

人材育成については、子どもとの日常生活や養育実践を通しての指導・教育、新任・中堅職員が参加する内外の研修、外部講師を招いての多岐に渡る園内研修、自分が所属する部署以外の他部署の業務を行う交換研修、他施設との交換研修を実施します。年間研修計画に基づき、職員の自己研鑽の環境を整えることで、専門性の向上及び職員資質向上に努めます。併せて権利擁護虐待防止委員、第三者委員による研修を強化し、職員一人ひとりの権利意識の向上や職業倫理の更なる醸成を目指します。

人材の獲得については、来年度以降も新たな事業展開を見据えていることを踏まえ、保育士養成校・大学との連携を今まで以上に密にして関係強化を図り、採用を視野に入れた実習生の積極的な受け入れを行い、優秀な人材の獲得を目指します。

1 法人全体の取り組み

(1) 法人組織運営

- ① 理事会及び評議員会の開催
 - ア 令和6年6月（決算、事業報告）
 - イ 令和6年12月（中間報告）
 - ウ 令和7年3月（予算・事業計画）
 - エ その他必要に応じて開催
- ② 監事監査の実施
 - 令和6年5月実施予定
- ③ 法人組織体制の強化
 - ア 施設連携会議を毎月開催
 - イ 被措置児童等虐待防止会議の毎月開催
 - ウ 権利擁護虐待防止委員・第三者委員の機能を再整備
- ④ 規程の改訂
 - ア 法人組織規程・各事業所運営規程
 - イ 就業規則
 - ウ 権利擁護虐待防止規程・苦情解決システム規程
 - エ 諸規程の改訂
- ⑤ 令和7年新規事業（小規模児童養護施設）の立ち上げ準備
 - ア 準備室の立ち上げ
 - イ 物件の選定
 - ウ 入所児童の調整・物品購入等

(2) 各事業所の安定的な運営と財務基盤の強化

- ① 各事業所の運営状況の把握と財務・会計管理
- ② 適正な職員配置（国基準職員・川崎市加配職員）別紙参照
- ③ コスト意識の醸成

(3) 事業運営の透明性

- ① ホームページによる情報公開
 - 財務諸表・現況報告・役員報酬基準・事業計画・報告等の内容を公開
- ② 広報誌の作成及び情報発信
- ③ 法人・各事業所パンフレットの修正

(4) 人材の獲得・育成及び定着に向けた取り組み

- ① 人材の獲得
 - ア 養成校との連携強化（授業協力・実習の積極的な受け入れ・連絡会の開催）

- イ 見学会の開催
- ウ ホームページによる積極的な情報発信
- エ 求人広報サイト（マイナビ）の活用
- オ 適正検査の導入・実施

② 人材の育成・定着

ア 職員階層別研修（新任・中堅・指導）

各階層で計3回の研修を実施し、職員の計画的なスキルアップを計画

イ 個人計画シートの作成

5月に全職員がシートを作成。10月に中間評価、3月に総合評価を実施。作成時と総合評価の際には施設長との面談を実施。

ウ 個人計画シートの見直し

計画の達成度をより具体的に把握できるようシートの見直しを実施

エ 人材育成チェックリストを活用したOJT研修を毎月実施

オ 新任職員に対するチューター制度の実施

カ 法人内他部署研修

各事業所への研修を計50回予定。研修を通して新たな知識や取り組みを学び、自らの事業所に還元することで法人全体の育成強化を図ります。中でも地域支援に関する取り組みについては担当以外の職員にもその重要性を理解し、法人全体で取り組む意識の醸成を図ります。

キ 個々の研修ニーズに合わせた外部研修への参加

ク 「被措置児童等虐待事案に関する再発防止に向けた取組」の中で定めた研修

- ・権利擁護虐待防止委員、第三者委員による研修
- ・関連法案・ガイドライン・法人規程の周知徹底を図る研修
- ・困難な事案発生時における報告・連絡・相談の重要性についての研修
- ・子どもの権利擁護・意見表明に関する研修
- ・養育者としての職業倫理を醸成、向上するための研修

ケ 職員が孤立しストレスを抱え込まぬよう、サポート体制を強化

(5) 被措置児童等虐待事案に関する再発防止に向けた取組

① 再発防止に向けた各種取組の実施

ア 「被措置児童等虐待防止要綱」および「被措置児童等虐待ゼロ宣言」の作成・明示 再発防止策を推進するにあたっての法人の考えや姿勢を明示

イ 法人としての改善・再発防止策

- ・本事案の更なる検証
- ・法人組織体制における被措置児童等虐待防止の強化
- ・規程 マニュアルの再整備及び委員会の見直し再整備
- ・重大事案発生時における管理職のマネジメント強化

ウ 施設としての改善・再発防止策

- ・子どもへの対応と権利擁護に関する取り組み
- ・職員の資質向上・人材育成に関する取り組み
- エ 児童相談所との連携の在り方に基づいた改善・再発防止策
 - ・速やかな報告と対応についての丁寧な協議
 - ・被措置児童等虐待事案に関する対応の再確認
 - ・所管児童相談所との情報共有
- ② 再発防止に向けた各種取組の報告
 - ア 川崎市へ四半期ごとに取組経過を報告
 - イ 理事会へ取組経過を報告

(6) 職場の処遇改善及び職場環境の整備

- ① 職員健康管理の推進
 - ア 6月にストレスチェックを実施し、結果や要望に応じて産業医や心理士による職員の個別面談の実施
 - イ メンタルヘルスに関する勉強会の開催
- ② 衛生委員会による職場環境の整備
 - 毎月委員会を開催し、職場環境の整備に関する目標設定とそれに準じる取り組みを検討・実施

(7) ヒヤリハット・事故

- ① 傾向と対策の検討
 - 事故・インシデント対策会議を毎月実施、傾向と対策を分析し予防的な取り組みを検討
- ② ヒヤリハット・事故報告書
 - 多様な事例に合わせて対策を協議・分析できるように報告書のフォーマットを見直し

(8) 苦情解決

- ① 苦情解決の仕組み見直し
 - ア 苦情の相談ツールの見直し
 - メールでの相談や通報システムの再整備（SOSを出しやすいシステム作り）
 - イ フローチャートの見直し
 - 事案に応じた行政機関や第三者委員会への報告ルートについて再整備
- ② 苦情解決の仕組み周知
 - 子ども・職員・関係者へフローチャートや第三者委員の役割について説明及びその内容を書面として掲示
- ③ 外部の苦情受付機関との連携
 - かながわ子どもサポートや人権オンブズパーソンとの連絡会・勉強会に参加
- ④ 苦情対応に関する勉強会の実施
 - 苦情対応に関する園内研修の企画・開催

(9) 権利擁護

① 子どもの意見表明の機会の保障

ア 子ども集会の開催

年間12回開催。子ども立案の行事企画や生活ルールの見直しを検討

イ 意見箱の活用

各事業所にそれぞれの意見箱を設置し、子ども達が投稿する形で活用

② 職員の権利擁護に対する意識強化

ア 「被措置児童等虐待防止ガイドライン」と法人で定めている「権利擁護虐待防止規定」の周知徹底を図る研修会の開催

イ 人権擁護チェックリストを年3回実施

ウ 「子どもの主体性を育む支援」「不適切な関り防止」「子どもの権利を尊重した関り」をテーマとした職員による意見交換会を支援会議内で毎月実施

③ 権利擁護虐待防止委員との連携

ア 年3回の委員会の開催

イ 委員の子ども集会や施設行事への参加

ウ 委員による職員との面談実施

エ 委員による子どもへの講和の企画・実施（子どもと委員の関係性を更に強化）

④ 子どもが権利を知る機会の更なる充実

子どもが権利を学ぶ勉強会の開催

⑤ 人権擁護研修への職員参加

⑥ 全職員を対象とした権利意識に対するアンケートを年2回実施し、その結果を各種取り組みに反映

(10) 事業継続体制の整備

① 災害を想定した訓練の強化

毎月の避難・消防訓練に加え、炊き出し訓練や職員の緊急招集に関する訓練を実施

② 建物・設備の安全対策

各事業所に修繕計画を作成し実施

③ 他の地域施設との防災に関する連携強化

④ 年一回事業所ごとに災害用備蓄食品の入れ替えと備品の点検を実施

⑤ 安全計画・不審者マニュアルの見直し

(11) 里親・ファミリーホームへの支援

① 相談支援

里親・ファミリーホーム連絡会への参加や家庭訪問を通じて相談支援を実施

② 里親ケースのレスパイト受け入れ

③ 里親・ファミリーホームとの勉強会を企画・開催

④ 心理療法支援

必要に応じて里親委託児童への心理面接やプレイセラピーを実施

(12) SDGsに関する取り組み

当法人の活動はSDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念と全て合致しています。多様性と包摂性のある社会の実現に向け、こども達が主体となって未来を作っていくよう以下の取り組みを実施します。

- ① 児童養護施設の運営を通してこどもやその家族を支援し、家族再統合及び自立に繋がっていきます。支援にあたっては地域と協同しながら取り組みます。
- ② ひとり親家庭や貧困等の福祉課題を抱える家庭に対し、「居場所づくり事業」を通して学習支援や食事の提供、育児に関する相談支援を実施します。併せて、川崎市社協 SOS 事業（生活困難者対応）に参加し、食料支援品の備蓄拠点（フードパントリー）として協力します。
- ③ 自立援助ホーム「こもれび」の機能を活用して、退所者（概ね 30 代までを対象）に対して生活及び就労等のサポートをする「青年期支援事業」を実施します。
- ④ 多様な福祉ニーズを抱えた地域の家庭が孤立しないよう、「子育てサロン」や「親子広場」、「子育てに関する研修・講話」等を実施し虐待の予防に努めます。
- ⑤ 「令和 6 年能登半島地震」発生の際には被災者支援として職員を派遣するとともに、社会福祉協議会を通じてこども、職員が出し合った支援金をお渡ししました。今後も復興支援に引き続き協力していくことで社会福法人として社会全体に貢献していきます。
- ⑥ その他、SDGs の掲げる目標に則した活動

2 地域における公益的な取り組みの推進

(1) 川崎市社協 SOS 事業（生活困難者対応）への参加

宮前区において備蓄拠点（フードパントリー）として協力し、関係機関との連携を図り困窮家庭を支援

(2) 地域協議会の実施

年 2 回の協議会を実施し、福祉ニーズの確認や支援に関する意見交換を実施

(3) 地域交流室の有効活用

関係機関や地域の方に貸し出す他、地域向け講座やイベントを定期的開催

(4) ボランティアの活動支援、育成

ボランティア協議会を年 3 回実施、意見交換や勉強会を開催することでボランティアの育成を図っていく他、ボランティア一人ひとりの力や思いを施設運営に反映

3 子育て短期利用事業

(1) 福祉ニーズに応じてショートステイ、デイステイ、レスパイトケアを実施

- ① 地域支援会議を毎月開催し、各家庭や利用児童の支援について検討
- ② 増加する利用ニーズに対応できるよう支援体制の強化

(2) 他の子育て短期利用事業実施機関との連携

川崎市内の他の子育て短期利用事業実施機関と連携し、意見交換や互いの施設の見学、現場研修等を実施

4 川崎市学習支援・居場所づくり事業「すえっ子広場」

(1) 久末地区の市営住宅集会所を利用し、職員・ボランティアを配置して活動

生活保護世帯やひとり親世帯などの生活困窮家庭の子ども（小学3年生～中学3年生）に、市学習支援や余暇活動を行い、週2回（火・木）小中学生がそれぞれ10名ずつ参加予定

(2) 地域住民や近隣の高齢者施設（社会福祉法人緑成会）との協同

地域の住民や学生に、運営スタッフとして参加してもらえるよう働きかけるとともに、近隣の高齢者施設と共同イベントを企画するなど、地域の福祉力の向上を意識して活動

(3) 広報活動の強化

近隣の小学校や区役所とも連絡会を適宜実施し、利用者ニーズの把握とニーズに対する主体的なアプローチを実施

(4) 高校受験への対応

保護者とも連携を図りながら進学に向けての学習指導・情報提供を強化

5 居場所づくり事業「あいあい」

(1) 川崎愛児園の地域交流スペースを活用し、地域の小学生対象に学習・余暇・食事の支援を実施

地域住民を中心とした運営スタッフで構成し、スタッフ同士の意見交換会を年2回予定、子どもや家庭とのふれあい・支え合いの基盤を醸成

(2) 保護者との関係づくり

昨年度開始した土日祝日に実施するイベント「親子あいあい」を年2回以上実施し、子どもたちだけでなく保護者とも顔の見える関係を深め、一層信頼される資源を目指していく

6 関係機関との連携

(1) 児童相談所・行政機関との連携

- ① 児童相談所・行政機関とは定期連絡会を年4回実施し連携の在り方を協議
- ② 「児童福祉施設等における事故等の取扱要領」に則り、所管児童相談所との情報共有を積極的に図る
- ③ 事故等の重大事案が発生した際には速やかな報告の徹底及びその後の対応について協議

(2) 教育機関・医療機関との連携

- ① 教育機関とは定期連絡会を年4回開催
- ② 医療機関とは必要に応じて個別のケース会議を開催する他、医療をテーマとした園内研修の講師を依頼予定

(3) 地域の福祉ニーズ調査や地域貢献事業の発展を目指し、地区・区・市の社会福祉協議会をはじめとした地域支援機関との連携

(4) 事業に関連するその他の機関との連携

Ⅱ 事業所事業計画

1 児童養護施設 川崎愛児園

高学齢児の入所が増え続ける現状において施設全体としての養育における力が問われ続けています。日々起こる目先の問題対応だけでなく、生活支援の中で子ども達一人ひとりと向き合い、その個性を受容し、未来への可能性を育む本質的な支援を実践できるよう施設全体で探求していきます。

加えて上記の支援を実現できるよう、職員、子ども双方に権利意識向上の取り組みを実施し人材育成及び子どもの権利を主体とした養育の実現に努めます。

重点項目

① 養育支援の更なる充実

ア 学習支援の強化を図り、基礎学力と学習習慣の獲得及び、自己肯定感の向上に繋がります。支援にあたるボランティアスタッフの確保と育成にも力を入れます。

イ 子どもが意見表明や意思決定できる機会を生活の中で更に充実させます。園全体で実施する子ども集会と併せてユニットごとのこども会議を毎月実施するほか、日々の声掛けにも反映させることでこどもの主体性を育めるよう支援します。

ウ 子どもが未来を描きながら過ごせるよう、職場体験や大学見学、卒園生からの講話等を計画します。

エ 養育において項目ごとに目指すべき姿を示した「児童指導別項目内容」の見直しを更に進めます。国の示す「児童養護施設の運営指針」及び川崎愛児園の築いてきた養育文化を継承し、子ども達の支援に絶え間なく還元できるよう完成を目指します。

オ 子どもが権利を知る機会について、勉強会等を企画することで更に充実させます。

② 人材育成

ア 指導的職員に対し会議及び年2回の指導的職員園内研修において、現状の課題共有と取り組むべき目標の設定を図ります。中でもリスクマネジメント・スーパーバイズ・指導者としての基本姿勢を強化ポイントとして掲げ取り組みます。

イ 園内研修にも力を入れ、外部講師研修を6回、園内の階層別研修を新任、中堅、指導ごとに各2回ずつ実施します。また対応が難しいケースを毎月選定し、支援内容を掘り下げていく個別支援検討会議を10回実施します。

ウ 新任職員に対しては個々にチューター職員を配置し、メンタルサポートを含めた育成担当を担います。

エ 全職員対象に個別計画シートを作成し中間評価と年度評価を実施します。

オ 法人の掲げる「被措置児童等虐待事案に関する再発防止に向けた取組」および「被措置児童等虐待ゼロ宣言」に準じて職員一人ひとりの権利意識強化に取り組みます。

③ 第三者評価の結果に基づいた改善に関する取り組み

令和5年度に実施した第三者評価の総評

・「特に評価できる点」

- ア 権利擁護に関する継続的取り組みを展開している
- イ 子どもの支援を施設全体で確認し、全職員で子どもを支える意識を持っている
- ウ 施設の子どもと地域家庭の子どもの両方が地域の中で健やかに成長できるよう力を注いでいる

・「今後の課題と思われる点」

- ア 当施設としての「家」という概念を考え、どのような環境を作り「家」の価値や機能・伝統をどのように子どもに継承できるかを「食」から考えることを期待します。
- イ チューター同士の情報交換する場があると一層よいように思います。
- ウ PDCA サイクルのC（測定・評価）の部分をさらに大切にしていくと一層よい運営につながるように感じられます。

評価に基づいた改善に関する取り組み

- ア 献立や品数、味付け、食器の選定、盛り付け、彩り、テーブル周りの飾りつけ、食卓での団らんなど、どのような「家」を作っていくのか食の面から検討します。
- イ チューター同士が定期的集まり進捗状況の確認や工夫しあっている点を共有できる場を年4回企画します。チューターの上司にあたる職員も同席し、組織的にチューター職員のサポート、育成に取り掛かります。
- ウ 各種取り組みの成果に対し分析し、成果がでないものに対しては真の原因を探った上で対策を講じていきます。

2 地域小規模児童養護施設 野川つくしホーム

子ども達が安全で安心して生活出来るように、日常的に会話を多く持ち、いつでも相談が出来る様な関係づくりを目指して支援にあたります。また、今年度は高校3年生、中学3年生が重大な進路を決定していく大事な年でもある為、関係機関と連携しながら丁寧な進路指導を実践します。併せて小規模の環境を活かした地域との密な関りを通して、子ども達一人ひとりの社会性や協調性を育みます。

重点項目

① 生活支援

- ア 子ども達と話し合いが出来る様、月1回のホーム会議の実施します。
- イ 日々の生活の中で子ども達と個別に話せる時間を作りコミュニケーションを取っていきます。
- ウ 安心安全チェックを活用し、子ども達の状況を把握し、支援をしていきます。

② 学習支援

- ア 個々の能力に応じて、学習ドリルや通塾を活用し学習の底上げを図ります。
- イ 学校と連携をして、個々の学習状況の把握に努めます。
- ウ 年齢や理解度に応じて、児相と連携を図り性教育を実施します。

③ 自立支援

- ア 基本的な生活習慣を身に付け、日々出来る事を増やしていけるよう努めます。
- イ 自立に向けて必要な知識等を生活の中で教えて行けるよう努めます。

地域における取り組み

① 学校や児童相談所等の各関係機関との連携強化

- ア 日々のやり取りで子どもの情報共有をしていきます。
- イ 定期的なカンファレンスを実施して、子どもへの支援を話し合っていきます。

② 学校行事や地域活動への参加

- ア 学校行事やPTA活動に積極的に参加をします。
- イ 地域の方々への挨拶や清掃活動へ子ども達も含めて参加をします。

③ 各連絡協議会への参加と情報の収集

- ア 地域の連絡協議会へ参加をします。
- イ 児童母子協議会へ参加をします。

3 地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム

令和5年度は5名中3名が高校生、1名が中学生、1名が小学6年生という高学齢の児童構成でした。退所児が数名出た関係で今年度は昨年度と比べて低学齢のスタートとなりました。野川すみれホームに入所したての児童、中学校に進学したての児童がいること、また、職員の激しい入れ替わりなどがあり昨年度と比べて環境が大きく変わっています。新たな環境でも子ども一人ひとりが他児に対して思いやりをもって関わりながら自分らしく生活していくことのできるホームを目指していきます。

また今年度は学習支援に力を入れていきたいと考えています。中学校に進学したての児童や専門学校進学を目指す受験生などもいる中で、それぞれに適切な学習支援の方法を取り入れ実践していきたいと思っています。

更に、昨年度退所児が数名出たこともありこれまでの退所児も含めてアフターケアを必要とする児童が多くいます。インケアはもちろん、アフターケアにも力を入れ、元すみれホームの児童が退所後も安心して生活していけるよう支援していきます。

重点項目

- ① 個別ケアの強化、優しさ、思いやりのある心を育てる支援
 - ア 意図的に個別の時間を作り、子どもとの関係性を深めていきます。
 - イ 多様性を認めお互いを尊重し合える関係性を築けるよう、大人が模範となり、自分も相手も大切にしたコミュニケーションを取れるよう支援していきます。
 - ウ 日々の会話や月に1度の安心安全チェックリストを通して、子ども達の変化を把握します。安心した生活が送れるよう必要な支援を行っていきます。

- ② 自立に向けて個々に合わせた生活力向上の為の支援
 - ア 退所後に必要となる知識や技術を身に付けられるよう、日常の中で調理や買い物、清掃等を一緒に体験し、子どもたちの生活力向上に努めます。
 - イ 自立支援事業の機関を活用し、自立に向けた講話やプログラム、職場体験などに積極的に参加します。
 - ウ 適切な金銭感覚が持てるよう生活の中でお金の仕組み、大切さ等を伝え、一緒に考える機会を増やしていきます。
 - エ 何事にも早い段階から着手することで見通しを持ち、自ら考え行動できる力を養えるよう支援していきます。
 - オ 自立後も生活の安定、生活力向上の為に必要なアフターケアを行っていきます。

③ 学習支援の強化、個々に合わせた性教育

ア 一緒に宿題に取り組み学習状況を把握しながら、学習ボランティアや塾の利用、自宅学習の強化など個々に合わせた学習方法をこどもと考え学力向上に努めます。

イ 将来の方向性を一緒に考え、必要な情報を集め、安心して進路選択ができるよう支援します。

ウ 個々の性に対する興味関心や知識を把握し、正しい知識を持てるよう個々に合わせた性教育を行っていきます。

地域における取り組み

① 地域行事や清掃活動の参加、地域と近隣住民との良好な関係作り

ア 地域の連絡協議会の参加、地域の催しや手伝いへの参加を子どもと共に行っていきます。

イ 職員、子どもと共に地域の方に挨拶をしっかりと行い、地域住民の方との交流を積極的に行っていきます。

ウ 地域の資源ごみの回収場所として協力しています。

エ 定期的に近隣の地域清掃に取り組みます。

② 各学校、関係機関との積極的な連携強化

ア 学校行事の手伝いに積極的に参加します。

イ 各学校と密に連絡を取り合い、児童状況の把握、情報共有を行います。必要に応じて、児童相談所ケースワーカー立ち合いのもと、カンファレンスを行っていきます。

ウ 学校行事、保護者懇親会、部活動の応援などに積極的に参加をし、他児の保護者との関係性を構築していきます。

③ 各連絡協議会への参加と情報の収集

ア 地域の連絡協議会に参加します。

イ 児童母子協議会に参加します。

4 地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム

真摯に子どもと向き合い、受け止め、寄り添い、快適で心地好い環境で、子ども一人ひとりが大切にされていると実感出来るよう養育していきます。愛されている事を実感する事で自己肯定感を育み、安定した気持ちで過ごす事で自然に周りを大切に、思いやりを持てる心を育みます。ホームを出た子ども達のアフターケアにも力を入れながら、悩んだり失敗したとしても頼れる場所、相談出来る場所があると安心できる支援をしていきます。職員の資質向上の為に人材育成や研修に力を入れ、援助技術の向上を目指します。児童相談所との連携を適切に遂行し、子どもとその家族について支援を進めていきます。

重点項目

① 生活支援

- ア 良好な人間関係を形成出来るよう、日常生活の中での治療的養育や個別ケアを通し、相手を思いやる心や、適切な身体的距離感、心理的距離感を身に付けられるよう支援していきます。
- イ 環境の工夫や、季節に合わせた行事を計画し、多くの体験や経験を積む機会を設け、子どもの主体性を育て、自ら判断し、行動出来るよう支援していきます。
- ウ 子どもの発達段階に応じて経済観念や、金銭管理が身につくよう、計画的な金銭の使い方を一緒に考え、買い物経験を積む機会を設けます。
- エ 食育を通し、食に対する興味や関心を育み、健全な食生活の実践と、正しい食事マナーを身に付けられるように支援していきます。

② 学習支援、性教育の実施

- ア 毎日の学習の習慣付けと学習能力の向上を図ります。
- イ 学校の学習状況の把握や、学習塾への通塾、子どもに合わせた学習や必要に応じて個別指導を実施していきます。
- ウ 関係機関と連携し、正しい知識や関心を持てるように発達に応じた性教育を実施し、職員も性教育に必要な知識の習得を行います。

③ 自立支援

- ア 自立プログラムを意図的に勤務に組み込み、調理実習や個別対応の機会を増やし、子どもの発達段階に合わせて必要な知識やスキルが身に付けられるよう支援していきます。
- イ 社会常識、社会規範、社会力、社会性の獲得と責任感を身に付けられるよう、日々の生活の中で意識した声掛けや、関わりを持っていきます。
- ウ 将来の選択肢の幅が広がるよう、職業体験の意味や意義を伝え情報提供を行い、関係機関と連携し多くの経験が持てるように職業体験を促していきます。

④ 関係機関との連携

- ア 法人内連携を密にし、正確で的確なスピードでの報連相を徹底します。
- イ 児童相談所と子ども一人ひとりの家庭状況、発達状況、問題等の情報を共有し、定期的な心理面接、自立支援計画の見直しを実施し、連携を図ります。
- ウ 学校との連携を大切にし、個人面談等での情報共有、学校行事の手伝いやPTA活動、懇談会への参加等、保護者や担任との交流に努め、積極的な協力を心掛けます。

地域における取り組み

① 地域貢献

- ア 社会への適応性を高める為にも、地域で企画されているスポーツ、文化、芸術活動に参加する機会を持てるように取り組み、地域のお祭りやこども文化センターの行事等に積極的に参加し地域との交流を深めます。
- イ 地域の清掃活動等、子どもと一緒に取り組み、子ども自身が地域に根付いていけるよう働きかけ、地域との繋がりを深め、共生を図ります。
- ウ 近隣住民との挨拶等子ども達も自然に行えるよう、職員が見本を示し、日々の関わりの中で近隣住民との円滑な交流を心掛けます。

② 各連絡協議会への参加

- ア 地域の連絡協議会に参加し、情報の収集に努めます。
- イ 児童母子協議会に参加し、情報の収集に努めます。

5 地域小規模児童養護施設 東有馬叶芽ホーム

当法人の新規事業として令和6年4月から開所することとなりました。名称の「叶芽」はこのホームで育つ子ども達が暮らしの中で成長していく姿を、小さな芽が立派に育ち花を咲かせる姿に重ね合わせ名付けました。我々職員は、日々「愛情」と言う名の水を注ぎ、時には太陽のように暖かく照らすことで、子ども達一人ひとりの成長を支え見守っていきます。また、子ども達は成長していく過程の中で待ち受ける困難に向き合い、努力することで夢を叶えられる人になってほしいという想いを込めました。

地域小規模児童養護施設設置運営要綱に基づき、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養育を実施することにより、こどもの社会的自立の促進に寄与していきます。

重点項目

① 生活支援

ア 良好な人間関係を形成出来るよう、日常生活の中での治療的養育や個別ケアを通し、相手を思いやる心や、適切な身体的距離感、心理的距離感を身に付けられるよう支援していきます。

イ ホーム会議や日々の些細な関りを通して、子どもの意見表明の機会を保障し子どもの権利が主体となった生活支援を実践します。

ウ 地域との関わりを通して社会性を育み、周りの人から愛される人格形成を目指して支援します。その上で職員一人ひとりがモデルとなり、子どもにその姿を見せていきます。

② 関係機関との連携

ア 教育機関と細やかな情報共有を実施し、一体となった支援を目指します。

イ 併設する「自立援助ホーム大志」や本体施設、他の小規模施設との施設間連携を実施します。

ウ 児童相談所と子ども一人ひとりの家庭状況、発達状況、問題等の情報を共有し、定期的な心理面接、自立支援計画の見直しを実施し、連携を図ります。

地域における取り組み

① 地域貢献

ア 社会への適応性を高める為にも、地域で企画されているスポーツ、文化、芸術活動に参加する機会を持てるよう取り組み、地域のお祭りやこども文化センターの行事等に積極的に参加し地域との交流を深めます。

イ 地域の清掃活動等、子どもと一緒に取り組み、子ども自身が地域に根付いていけるよう働きかけ、地域との繋がりを深め、共生を図ります。

② 各連絡協議会への参加

ア 地域の連絡協議会に参加し、情報の収集に努めます。

イ 児童母子協議会に参加し、情報の収集に努めます。

6 川崎児童自立援助ホーム 大志

今年度から川崎市麻生区から宮前区に移転を致します。本体施設及び地域小規模ホームとの連携をより深めながら、川崎市の自立援助ホームとしての機能を強化していきたいと思っております。

ひとりひとりのニーズに合わせながら、就労支援・就学支援・自立支援及び精神的なサポートを行っています。自立後も変わらず相談支援機関として各支援機関と連携しながら機能していきます。自分で決めるという主体性を尊重しながら、上手に助けを借りれるような関係性の構築に努め、共同生活を通して、人との距離感を学び社会に通用する力をつけていけるように支援をしていきます。どんなに時代が進んでも、人が人の中で育つことに変わりはなく、人とのふれあいや出会いによって、人生が変わりより良い方向へ進んでいけるように支援をしていきます。

重点項目

① 生活支援

- ア 一般常識と基本的な生活習慣を身につけられるよう支援します。
- イ 健康管理・金銭管理に関する助言、指導を行います。
- ウ 快適な環境を整備、子ども自身による整理整頓意識向上に向け支援します。
- エ 月一回行われるホーム会議・安心安全チェックで課題を共有し解決・実施に繋がります。

② 就労・就学支援

- ア 若年労働・低学歴労働者の就労は困難なため、関係機関と連携して就労先の確保ができるように、周辺の企業等に働きかけます。
- イ 就労への取り組み姿勢や職場の対人関係等、就労に関する相談に対応します。
- ウ 進学を目指す子どもには、塾や奨学金を検討し、進学の幅を広げていきます。

③ 自立支援

- ア 入居児・年度当初のホーム長面接にて、自己目標設定・確認シートを用い、自立に向けた目標の確認を行います。
- イ 退所の見込みができた時点で、住居の確保、退所後の支援体制について、関係機関等を交えて確認します。
- ウ 自立支援担当職員を配置し、施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後自立に向けた支援を強化していきます。
- エ 一定期間一人暮らし又は少人数での共同生活を体験することにより、社会的自立の促進を図るため自立生活支援事業を活用します。

④ 他機関との連携

ア 法人内連携

イ 児童への適切な支援につなげられるよう、児童相談所を始め、福祉事務所、司法、医療機関、学校、就労先等との連携を図ります。

ウ 全国自立援助ホーム大会・南関東自立援助ホームブロック研修・神奈川県自立援助ホーム協議会に参加します。

地域における取組み

- ① 町内会のイベントや行事へ積極的参加
- ② 地域住民への挨拶、積極的な交流
- ③ 児童母子協議会に参加

7 川崎児童自立援助ホーム こもれび

「川崎児童自立援助ホームこもれび」として4年目を向かえ、退所者7名が社会の中で生活しています。昨年度からアフターケアで生活支援などに力を注いでいましたが、退所して直ぐに金銭感覚が麻痺して、貯金を使い込んで生活苦になる退所者が殆どでした。

このような事もあり、在籍中に就労、アルバイトの給与に対してどのように支出を抑えるべきか、金銭シミュレーションとあわせて、自立したときに困らないように一緒に考えながら進めていきます。

また、ホーム内での人間関係にとどまらず、社会参加することで自己肯定感を高め、社会の一員として役割を担うことの大切さに気付けるように継続してサポートします。

重点項目

① 生活支援

- ア 一般常識と基本的な生活習慣を身につけられるよう支援します。
- イ 健康管理・金銭管理に関する助言、サポートを行います。
- ウ 利用者自身による環境整備等が行えるようにサポートします。
- エ 月一回行われるホーム会議・安心安全チェックで目標を共有し解決できるよう努めます。

② 就労・就学支援

- ア 若年労働・低学歴労働者の就労は困難なため、関係機関と連携して就労先の確保ができるように、周辺の企業等に働きかけを行います。
- イ 就労への取り組み姿勢や職場の対人関係等、就労に関する相談に乗ります。
- ウ 進学を目指す利用者には、塾を検討し、進学の幅を広げていきます。

③ 自立支援

- ア 年度当初のホーム長面接にて、自己目標設定・確認シートを用い、自立に向けた目標の確認を行います。
- イ 退所の見込みができた時点で、住居の確保、退所後の支援体制について、関係機関等を交えて、確認します。

④ 他機関との連携

- ア 施設間連携を行います。
- イ 児童への適切な支援につなげられるよう、児童相談所を始め、福祉事務所、司法、医療機関、学校等との連携を図ります。
- ウ 全国自立援助ホーム大会・南関東自立援助ホームブロック研修・神奈川県自立援助ホーム協議会に参会します。

地域における取組み

- ① 多種多様な連携会議に参加
- ② 町内会のイベントや行事へ積極的に参加
- ③ 地域住民への挨拶、積極的な交流
- ④ 児童・母子福祉施設協議会に参加

8 まぎぬ児童家庭支援センター

まぎぬ児童家庭支援センターは、困難な状況にある地域の子育て家庭からの相談に応じ、区役所や児童相談所といった行政機関を中心に地域の様々な関係機関と連携して子育て家庭を支援しています。

新型コロナウイルス等の影響により、出産や産後に地域でネットワークを築けないまま子育てをし疲弊している世帯や、核家族化や親族・地域との関係の希薄化により孤立している世帯、保護者自身が養育モデルを得られないまま親となり、子どもとの関わりに戸惑う世帯など、地域には様々な困り事を抱えた世帯が生活を続けています。多様化していくニーズに耳を傾け、今必要とされる支援は何かを常に考えながら引き続き地域支援に努めていきます。併せて業務上知り得た利用者や家族の情報について、守秘義務の原則のもと管理を徹底します。

(1) 運営事業

① 相談事業

地域の子ども、家庭、関係機関からの相談に、社会福祉士・心理士・保育士が専門性を活かし相談支援を行います。電話や来所相談のみでなく、家庭訪問やオンラインを利用した面談など、利用者のニーズや状況に合わせて対応していきます。

② 関係機関との連携・連絡調整

行政のみでなく学校・保育園、医療機関等と連携し、支援が必要な子どもや家庭に対し多角的な視点で支援を行います。また、地域の関係機関の見学や訪問などを行い、必要時に相談者を適切な支援機関にスムーズに繋げられるよう連携を深めます。当センターでの取り組みにおいても、積極的に持続的な広報活動を行ない、他機関に当センターを知ってもらうことでスムーズな連携が図れるよう努めます。

③ 子育て短期利用事業に関する相談・調整

「川崎市子育て短期利用事業」に関して、保護者からの相談に応じ利用調整及び必要な支援を行います。利用期間中の学齢児の学校送迎や、利用者年齢・日数など、利用者のニーズや状況に応じて必要な関係機関と連携しながら弾力的に運用します。また、必要に応じて地域既存の子育てサービスを活用できるよう、保護者へ社会資源の情報提供を行います。

④ 予防的支援

保護者への支援として、育児負担感が高まる前にリフレッシュできるイベントの場を「親子カフェ」と称し、予防的な取組を行います。新型コロナウイルス等の影響により「地域の居場所が少なくなった」という地域の声を反映する形で開始した、地域の乳幼児親子が気軽に集まれる場「まぎぬ親子広場」は、今後は地域の現状に合わせた形で活用していけるよう取り組んでいきます。また、こどもとの関わり方を学ぶグループプログラムとして「ペアレントトレーニング講座」も前年度に引き続き実施します。

子ども達への直接支援としては、地域の子ども達が孤立せず、困り事を相談できる場として利用してもらえるよう、学習・余暇・食事などができる居場所の提供を通して関わっていきます。具体的には、施設の地域交流スペース等を活かして夏休みの日中居場所支援を実施します。

家庭における困難さを関係機関が連携して早期発見できるよう、地域との関係づくりにも引き続き取り組みます。また、地域の子育てイベント等に参加・協力し、児童家庭支援センターを子育て支援の場として地域の人々に広く知ってもらえる機会となるよう努めます。

<実施予定>

内容	(対象) 目的	頻度
親子カフェ	(保護者) リフレッシュ・交流	月1程度
親子広場	(保護者) リフレッシュ・交流	月2程度
ペアレントトレーニング講座	(保護者) 子どもとの関わりを学ぶ	年2回
夏休みフリースペース 「カムカム」	(小学生) 居場所づくり・孤立防止・交流・家庭見守り	夏休み週1程度
くつろぎルーム 「シルクポニー」	(中高生) 居場所づくり・孤立防止・交流・家庭見守り	2カ月に1回程度

<地域イベントへの参加予定>

(対象) 目的	内容	頻度	主な連携先
(保護者) 孤立防止・交流	プレママ・ママの会	月1回	民生委員 児童委員 区役所
(保護者) 孤立防止・交流	地域子育てフェスタ	年2回 (高津・宮前)	地域住民 区役所

⑤ 地域ニーズの把握と社会資源の開発・運営

地域の民生委員、主任児童委員、行政、教育機関、福祉施設等の関係機関と情報を交換し、地域ニーズに応じて社会資源を開発し運営します。

⑥ 情報管理の徹底

業務上知り得た利用者や家族の情報について、守秘義務の原則のもと管理を徹底します。関連する書類の管理や記載については取り扱いに関するマニュアルに沿って行います。

(2) こども虐待防止啓発活動

① オレンジリボンたすきリレーへの「啓発担当」として、運営に協力します。

② 市内児家セン連絡会、市・区、社会福祉協議会によるイベントでの虐待防止啓発活動を行います。

9 児童養護施設 白山愛児園

昨年度発生した被措置児童等虐待事案は児童の健全な養育・福祉を担うものとしてあってはならないことと重く受け止め、「被措置児童虐待防止要綱・被措置児童等虐待ゼロ宣言」に基づき、被措置児童等虐待を当法人・施設から出さないとの決意し、子ども達が安心安全に生活を送れるように再発防止に取り組めます。また、昨年度作成した「被措置児童等虐待事案に関する再発防止に向けた取組」を実施し、子どもへの対応と権利擁護・職員の資質の向上・人材育成を重点的に強化していきます。

川崎市社会的養育推進計画及び白山愛児園家庭的養護推進計画に基づき、施設における専門的支援の充実を目指し、施設の高機能化・多機能化を図ることを目的とし、令和7年度に分園型ホーム開所に向けて準備を進めていきます。分園型ホームに移行し空いたユニットで、家族再統合をする際の親子での宿泊支援、退所児が生活に行き詰ったときの居場所支援、地域の子育て家庭に対して宿泊を伴った親子支援等を行い、高機能・多機能化を図っていきます。

重点項目

(1) 被措置児童等虐待事案に関する再発防止に向けた取組

① 子どもへの対応と権利擁護

- ア 子どもへの意見を反映した施設内の安全確認とプライバシー配慮に関する内容やルートを見直します。
- イ 子どもへの安心感を軸とした職員の行動範囲および業務上の配慮点を明確に提示します。
- ウ 夜間帯も含め、子ども・職員がSOSを「出したい時に出せる」および「出しやすい」システムを子どもともに検討し導入します。
- エ 確実な安心・安全チェックを実施します。
- オ 権利擁護虐待防止委員と子どもの交流を強化します。
- カ 権利擁護虐待防止委員による全職員ヒアリングを実施します。
- キ 子どもへの意見表明の場を保障する取り組みの更に充実させていきます。
- ク 子どもへの権利、子どもへの暴力防止（CAPプログラム等）や性教育等の研修会を子どもと職員に実施し、内容を強化します。

② 職員の資質の向上・人材育成

- ア 全職員にアンケート調査を半年に一度行い認識の強化へ活用します。
- イ 全国児童養護施設協議会が発行する児童養護施設における人権擁護のためのチェックリストを用いてセルフチェックを定期的実施します。
- ウ 第三者委員・権利擁護虐待防止委員による研修を実施します。
- エ 川崎市被措置児童等虐待対応ガイドライン、児童福祉施設等における事故等の取扱要領及び法人が定めている権利擁護虐待防止規程、川崎市子どもの権利に関する条例の周知徹底を図る研修会を開催します。
- オ 業務チェックの仕組みを検討しユニット・ホームを幹部職員が定期的に訪問し面接を実施
- カ 困難な事案発生時における報告・連絡・相談の重要性についての研修を強化します。
- キ 職員が孤立しストレスを抱え込まぬよう、サポート体制を強化します。

③ 児童相談所との連携

ア 速やかな報告と対応についての丁寧な協議

- ・速やかな報告の徹底します。
- ・被措置児童等虐待、苦情等について児童福祉担当・所管児童相談所・地域連携担当より助言を頂く機会として、定期連絡会を四半期に一度の頻度で開催します。
- ・定期連絡会で、困難事案・苦情等を報告し、支援の方向性役割分担を確認します。
- ・報告後の対応について定期的な協議します。

イ 被措置児童等虐待事案に関する対応の再確認

- ・「川崎市被措置児童等虐待対応ガイドライン」および「被措置児童虐待への各都道府県市等の対応状況について」を周知・徹底し対応について再確認します。

ウ 所管児童相談所との情報共有

- ・子どもとの関わりの中で対応困難な事案が生じた際や、意見箱および毎月行っている安心安全チェック等、子どもからの訴えが確認できた際に、「児童福祉施設等における事故等の取扱要領」に則り、所管児童相談所との情報共有を積極的に図ります。

④ 「被措置児童等虐待事案に関する再発防止に向けた取組」の具体的な検討と実施

ア 白山愛児園指導者層とホーム統括・ホーム長が中心となり毎月1回話し合いの場を設け、具体的な改善・再発防止策の検討を行います。

イ 各種会議で検討内容を報告します。

ウ 改善・再発防止策を実施します。

(2) 新設分園型ホーム開設プロジェクト

ア 川崎市と連携し打ち合わせを行います。

イ 準備計画を作成します。

ウ 物件を探し契約の準備をします。

エ 物品、車両等の購入準備をします。

オ 入所児童について検討し児童相談所と調整をします。

10 地域小規模児童養護施設 結

昨年度地域小規模児童養護施設紬で発生した被措置児童等虐待事案は児童の健全な養育・福祉を担うものとしてあってはならないことと重く受け止め、「被措置児童虐待防止要綱・被措置児童等虐待ゼロ宣言」に基づき、被措置児童等虐待を当法人・施設から出さないと決意し、子ども達が安心安全に生活を送れるように白山愛児園、紬と共に再発防止に取り組みます。

結では今年度、中学3年生の子どもが2名、高校3年生の子どもが1名在籍しており、それぞれ進路を選択していくこととなります。施設内では学習支援員をはじめとした専門職と連携し、施設外では学校や児童相談所と連携しながら、子どもに合った選択を出来るよう、支援していきます。高校3年生の子どもに関しては、自立を見据えた計画を立てつつ、生活に必要な知識や手立てを、ひとつひとつ丁寧に伝えていきます。

部活動や習い事など、興味のあることに取り組んでいる子どもには、道具の準備・自主練習の手伝いなどのフォローをしつつ、ありのままの自分を認められるような声掛けをして、安心して挑戦できるように見守っていきます。

地域においては、子どもと職員で参加する清掃活動やペットの散歩を通して出会い、結を知ってくださった方々が多くいらっしゃいます。今後もこどもたちを温かく見守っていただけるよう、更に地域に貢献していきたいと思えます。

重点項目

(1) 被措置児童等虐待事案に関する再発防止に向けた取組

① 子どもへの対応と権利擁護

- ア 子どもの意見を反映した施設内の安全確認とプライバシー配慮に関する内容やルートを見直します。
- イ 子どもの安心感を軸とした職員の行動範囲および業務上の配慮点を明確に提示します。
- ウ 夜間帯も含め、子ども・職員がSOSを「出したい時に出せる」および「出しやすい」システムを子どもともに検討し導入します。
- エ 確実な安心・安全チェックを実施します。
- オ 権利擁護虐待防止委員と子どもの交流を強化します。
- カ 権利擁護虐待防止委員による全職員ヒアリングを実施します。
- キ 子どもの意見表明の場を保障する取り組みの更に充実させていきます。
- ク 子どもの権利、子どもへの暴力防止（CAPプログラム等）や性教育等の研修会を子どもと職員に実施し、内容を強化します。

② 職員の資質の向上・人材育成

- ア 全職員にアンケート調査を半年に一度行い認識の強化へ活用します。
- イ 全国児童養護施設協議会が発行する児童養護施設における人権擁護のためのチェックリストを用いてセルフチェックを定期的実施します。
- ウ 第三者委員・権利擁護虐待防止委員による研修

エ 川崎市被措置児童等虐待対応ガイドライン、児童福祉施設等における事故等の取扱要領及び法人が定めている権利擁護虐待防止規程、川崎市子どもの権利に関する条例の周知徹底を図る研修会を開催します。

オ 業務チェックの仕組みを検討しユニット・ホームを幹部職員が定期的に訪問し面接を実施
カ 困難な事案発生時における報告・連絡・相談の重要性についての研修を強化します。

キ 職員が孤立しストレスを抱え込まぬよう、サポート体制を強化します。

③ 児童相談所との連携

ア 速やかな報告と対応についての丁寧な協議

・速やかな報告の徹底します。

・被措置児童等虐待、苦情等について児童福祉担当・所管児童相談所・地域連携担当より助言を頂く機会として、定期連絡会を四半期に一度の頻度で開催します。

・定期連絡会で、困難事案・苦情等を報告し、支援の方向性役割分担を確認します。

・報告後の対応について定期的な協議します。

イ 被措置児童等虐待事案に関する対応の再確認

・「川崎市被措置児童等虐待対応ガイドライン」および「被措置児童虐待への各都道府県市等の対応状況について」を周知・徹底し対応について再確認します。

ウ 所管児童相談所との情報共有

・子どもとの関わりの中で対応困難な事案が生じた際や、意見箱および毎月行っている安心安全チェック等、子どもからの訴えが確認できた際に、「児童福祉施設等における事故等の取扱要領」に則り、所管児童相談所との情報共有を積極的に図ります。

④ 「被措置児童等虐待事案に関する再発防止に向けた取組」の具体的な検討と実施

ア ホーム統括・ホーム長と白山愛児園の指導者層が中心となり毎月1回話し合いの場を設け、具体的な改善・再発防止策の検討を行います。

イ 各種会議で検討内容を報告します。

ウ 改善・再発防止策を実施します。

(2) 子どもが安心して生活できる環境づくり

ア 月に1回ホーム会議を実施し、生活全般に関して子どもの意見を聞く場を設定します。日々の生活の中でも、子どもの話を聞けるよう関係を築いていきます。

イ 居心地良く、安心して過ごせる住環境を考え、子どもと職員で協力して整備していきま
す。

(3) アフターケア

ア 退所児童と定期的に連絡をとり、退所後の生活の様子や仕事・育児等での困り感を聞か
ま
す。

- イ 退所児童をホームに招くことや一緒に出掛ける機会を設けるなど相談しやすい環境づくりに努めます。
- ウ 定期的に退所児宅を訪問し、生活の様子を把握し、必要に応じて家事の手伝いや金銭管理のフォローを行います。

(4) 将来への見通しを持てる支援

- ア 子どもが主体となって1年間の目標設定をすること、学校での面談等、将来のことや進路について考える場面や、日々の会話の中で、子どもの持つ将来へのイメージを把握します。
- イ 学校見学の設定などを通じて、進路選択のフォローを行います。その際、子どもが幅広い選択肢を持てるように情報を提示し、助言を行います。
- ウ 年齢に応じて、職業体験や自立訓練室の利用など、実践的な経験を通して、将来への見通しを持てるように支援します。

地域における取り組み

① 学校や児童相談所等の関係機関との連携

- ア 面談や日々の連絡帳・電話でのやり取りを通して、子どもの情報共有を行います。必要に応じてカンファレンスを設定し、関係者間で子どもの情報を共有するとともに、必要な支援を考えます。
- イ 学習面や授業での困り感を把握するとともに、学校や児童相談所、医療機関など関係機関と連携し、必要に応じた支援に繋がります。学習支援員と連携し子どもの学習支援に努めます。
- ウ 学校行事や懇談会、PTA委員会、ボランティア活動等に参加し、学校関係者・保護者との交流を図ります。

② 地域活動への参加

- ア 月に1回行われている防犯パトロールに参加し、地域の安全強化に努めます。
- イ 地域の防災訓練や近隣公園の草むしりなどに積極的に参加します。
- ウ 学校での行事や委員会、地域のお祭りや自治会活動に参加し、地域の方と交流を深めます。
- エ 自治会の役員業務を行い、地域に貢献します。

11 地域小規模児童養護施設 紬

昨年度発生した被措置児童等虐待事案は児童の健全な養育・福祉を担うものとしてあってはならないことと重く受け止め、「被措置児童虐待防止要綱・被措置児童等虐待ゼロ宣言」に基づき、被措置児童等虐待を当法人・施設から出さないとの決意し、子ども達が安心安全に生活を送れるように再発防止に取り組めます。また、昨年度作成した「被措置児童等虐待事案に関する再発防止に向けた取組」を実施し、子どもへの対応と権利擁護・職員の資質の向上・人材育成を重点的に強化していきます。

地域小規模児童養護施設「紬」は開設から4年目を迎えます。高校へ進学した子どもが2名、専門学校へ進学し措置延長をした子どもが1名おり、新しい環境での生活が始まる子どももいるため、一人ひとりにあった支援に努めます。措置延長する子どもに対しては、自立を見据えた計画を一緒に立て、取り組むたいと考えます。まずは学校に継続して通えること、その次に学校とバイトの両立、生活スキルや金銭管理などを自身で考える力を身に付けられるように支援に努めます。

紬ホームは高学年が多く中高生が4名いるため、将来について、自立についてなど考える時間を定期的に設けていきたいと考えます。

また、地域の行事には子どもと一緒に積極的に参加し地域を盛り上げる一員になれるよう取り組むとともに、子ども達には多くの経験を積んでほしいと考えており、興味のあること、興味を持ちそうなことには参加し、多くの経験をできるように支援します。

重点項目

(1) 被措置児童等虐待事案に関する再発防止に向けた取組

① 子どもへの対応と権利擁護

- ア 子どもへの意見を反映した施設内の安全確認とプライバシー配慮に関する内容やルートを見直します。
- イ 子どもへの安心感を軸とした職員の行動範囲および業務上の配慮点を明確に提示します。
- ウ 夜間帯も含め、子ども・職員がSOSを「出したい時に出せる」および「出しやすい」システムを子どもとともに検討し導入します。
- エ 確実な安心・安全チェックを実施します。
- オ 権利擁護虐待防止委員と子どもとの交流を強化します。
- カ 権利擁護虐待防止委員による全職員ヒアリングを実施します。
- キ 子どもへの意見表明の場を保障する取り組みの更に充実させていきます。
- ク 子どもへの権利、子どもへの暴力防止（CAPプログラム等）や性教育等の研修会を子どもと職員に実施し、内容を強化します。

② 職員の資質の向上・人材育成

- ア 全職員にアンケート調査を半年に一度行い認識の強化へ活用します。
- イ 全国児童養護施設協議会が発行する児童養護施設における人権擁護のためのチェックリストを用いてセルフチェックを定期的実施します。
- ウ 第三者委員・権利擁護虐待防止委員による研修

エ 川崎市被措置児童等虐待対応ガイドライン、児童福祉施設等における事故等の取扱要領及び法人が定めている権利擁護虐待防止規程、川崎市こどもの権利に関する条例の周知徹底を図る研修会を開催します。

オ 業務チェックの仕組みを検討しユニット・ホームを幹部職員が定期的に訪問し面接を実施
カ 困難な事案発生時における報告・連絡・相談の重要性についての研修を強化します。

キ 職員が孤立しストレスを抱え込まぬよう、サポート体制を強化します。

③ 児童相談所との連携

ア 速やかな報告と対応についての丁寧な協議

・速やかな報告の徹底します。

・被措置児童等虐待、苦情等について児童福祉担当・所管児童相談所・地域連携担当より助言を頂く機会として、定期連絡会を四半期に一度の頻度で開催します。

・定期連絡会で、困難事案・苦情等を報告し、支援の方向性役割分担を確認します。

・報告後の対応について定期的な協議します。

イ 被措置児童等虐待事案に関する対応の再確認

・「川崎市被措置児童等虐待対応ガイドライン」および「被措置児童虐待への各都道府県市等の対応状況について」を周知・徹底し対応について再確認します。

ウ 所管児童相談所との情報共有

・子どもとの関わりの中で対応困難な事案が生じた際や、意見箱および毎月行っている安心安全チェック等、子どもからの訴えが確認できた際に、「児童福祉施設等における事故等の取扱要領」に則り、所管児童相談所との情報共有を積極的に図ります。

④ 「被措置児童等虐待事案に関する再発防止に向けた取組」の具体的な検討と実施

ア ホーム統括・ホーム長と白山愛児園の指導者層が中心となり毎月1回話合いの場を設け、具体的な改善・再発防止策の検討を行います。

イ 各種会議で検討内容を報告します。

ウ 改善・再発防止策を実施します。

(2) 自立に向けた支援

ア 将来について、自立についてイメージを持てるような支援

・子ども一人ひとりに合った進め方、定期的に話す機会を設けます。いつまでに何をするかなどスケジュールを立て1、2年後までイメージが持てるよう支援します。

イ インターンや研修、学校説明会などに参加できる機会を設ける

・子どもに合わせた必要な情報を用意し、インターンなどに繋がります。少しでも興味があるものには積極的に参加し、自身の世界を広げるためになるような機会をつくり、企業や学校説明会、インターン等への参加に繋がりたいと考えます。

ウ 社会的自立支援事業との協働支援

・社会自立支援事業パソナと協働し、子ども支援に努めます。まずは、子ども達にパソナの説明、子どもに応じて面接等に繋げていきます。

(3) 他機関との連携した児童への支援

ア 学習支援員、学習ボランティアと協働した学習支援

・子どもに応じて必要な単元、進め方を検討し統一した支援に努めます。必要に応じては役割を設けながら協働した支援に努めます。

イ 学校との連携したこども支援

・子どもに応じてホームでの学習、生活の様子、学校での学習、生活の様子など変化等を共有します。より良い支援に繋げていきます。

ウ 児童相談所と協働した家族支援

・定期的に連絡を取り合い、ケースに応じて今できる支援を行えるように児童相談所と協働し進めていきます。

地域における取り組み

① 地域活動への積極的な参加

ア 地域行事・イベントへの参加

・回覧板や地域の方に確認しながら参加できる行事、イベント情報を得て参加していきます。

イ 公園掃除・ゴミ捨て場掃除の参加

・月2回の掃除には参加し、休みの日はこどもも一緒に参加します。

ウ 夏祭りの参加、店舗担当の実施

・去年に引き続き、準備から参加し夏祭りに参加します。今年は地域の方に相談したうえで店舗の責任者として店舗を出し、夏祭りに参加し、盛り上げたいと考えます。

12 はくさん児童家庭支援センター

はくさん児童家庭支援センターでは、保護者の方の育児負担・不安、子どもの発達の違い、親子関係の不和等、幅広く複雑化された相談内容に対し、多角的な視点で支援を考え、実施しています。

開所10年目を迎え、これまでの経験を生かした安定した事業運営を行うことに加え、積極的に地域の支援機関等に出向き、支援者や地域の子育て家庭の声を聴き、変化していく地域のニーズを捉えることを目指します。

(1) 運営事業

① 相談事業

利用者のニーズや状況に合わせた方法で家庭や地域、他機関からの相談に対する支援を行います。相談員、心理士が専門性を生かした丁寧なアセスメントを心掛け、適宜SVを受けながらそれぞれの子どもや家庭に合わせた支援を計画し、対応していきます。

② 関係機関との連携・連絡調整

子どもや家庭に対して迅速かつ的確に支援を行なうために関係機関との連携を緊密に図ります。また、近隣の子育て支援機関への見学や訪問などを行い、地域の子育て支援機関の情報を掴み、他機関にも当センターの業務内容を知ってもらうことで、必要な人に必要な支援が届けられる地域のネットワーク作りを目指します。

4月から地域子育て支援センターかたひらに月1回訪問し、子育て支援に関して連携します。

③ 子育て短期利用事業の利用調整および相談援助

単親世帯、保護者のメンタル不調、子どもの発達の違い、親子関係不調など保護者の困り感が複雑、多岐に渡っています。子育て短期利用事業の利用をきっかけに相談につながり、他事業とも組み合わせながら家庭の困り感の軽減を目指します。

④ 地域のニーズに応じた子育て支援事業

ア 乳幼児の子育て相談支援・フリースペースを提供します。

・子育てスペース・ママン（毎月2回・10時～12時）の開催

その中で、区の栄養士や保健師、保育士を講師としたミニ講座の計画・実施

イ 相談対応ケースの内、保護者に時間的、精神的、経済的に余裕がないケース、または、子どもに発達の違い等があり、一般的に子どもが経験できる活動や余暇体験が得にくい環境にある子どもに対するグループ活動を行います。

・「はお」（月4回程度、水 放課後）

・中学生「はお」（月1回 土日祝）

・季刊イベント「はおハオ」（年4回、7月、10月（愛児園祭り）、1月、3月）

・「はお」保護者の集い（年1回～）

ウ 発達が気になるお子さんを支える保護者のための講座を開催します。地域で活動されている支援者や保護者を講師として招き、子育て支援の一助とします。

・親オヤ講座の開催（年6～7回程度、対面での実施）

エ ペアレントトレーニングを開催します。（4～5回、来所とオンラインでの実施、外部講師予定）

⑤ 広報・啓発活動

ア 関係機関へ訪問し、広報、啓発活動を行います。

イ 公式LINEアカウント、インスタグラムの運営で活動の広報や、子育てに関する情報提供を実施します。

ウ 地域のお祭り等へ積極的に参加します。（子育てフェスタ、福祉祭り）

⑥ 関係機関等主催の研修会への参加

（2）子ども虐待防止啓発活動

① オレンジリボンたすきリレーに「啓発担当」として、運営に協力します。

② 市内児家セン連絡会、市・区、社会福祉協議会によるイベントでの虐待防止啓発活動を行います。

③ 市内児家センの啓発を目的に親子コンサートを実施します。

【川崎愛児園拠点】

児童養護施設 川崎愛児園

令和6年4月1日予定(定員42名 在籍34名)

学年	年少	年中	年長	小1	2	3	4	6	中1	2	高1	高2	高3	大1	合計
男	1	1	2	2	2	1	1	0	2	2	3	2	1	0	20
女	1	2	0	0	0	2	1	2	1	1	0	1	2	1	14
計	2	3	2	2	2	3	2	2	3	3	3	3	3	1	34

地域小規模児童養護施設 野川つくしホーム

令和6年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

学年	小4	小5	中2	中3	高1	合計
男	1	0	1	0	1	3
女	0	1	1	1	0	3
計	1	1	2	1	1	6

地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム

令和6年4月1日予定(定員6名 在籍5名)

学年	小1	中1	高3	19歳	合計
男	1	1	0	0	2
女	1	0	1	1	3
計	2	1	1	1	5

地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム

令和6年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

学年	小5	中2	高2	高3	合計
女	2	1	1	1	5
計	2	1	1	1	5

地域小規模児童養護施設 東有馬叶芽ホーム

令和6年4月1日予定(定員6名 在籍4名)

学年	小1	小3	小5	高2	合計
男	1	0	0	0	1
女	0	1	1	1	3
計	1	1	1	1	4

川崎児童自立援助ホーム 大志

令和6年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

年齢	16歳	18歳	19歳	合計
女	1	4	1	6
計	1	4	1	6

川崎児童自立援助ホーム こもれび

令和6年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

年齢	18歳	19歳	21歳	合計
男	2	3	1	6
計	2	3	1	6

【白山愛児園拠点】

児童養護施設 白山愛児園

令和6年4月1日予定(定員30名 在籍28名)

学年	年中	年長	小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	3	その他	合計
男	2	0	0	1	1	1	2	0	1	0	1	0	0	2	11
女	0	1	2	0	1	1	0	2	2	2	2	2	1	1	17
計	2	1	2	1	2	2	2	2	3	2	3	2	1	3	28

地域小規模児童養護施設 結

令和6年4月1日予定(定員6名 在籍5名)

学年	小3	中2	3	高3	合計
男	1	1	0	1	3
女	0	0	2	0	2
計	1	1	2	1	5

地域小規模児童養護施設 紬

令和6年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

学年	小4	中2	高1	高3	その他	合計
男	1	1	1	0	0	3
女	0	0	1	1	1	3
計	1	1	2	1	1	6

【川崎愛児園拠点】

児童養護施設 川崎愛児園

令和6年4月1日予定

職種	施設長	事務員	個別対応職員	家庭支援専門相談員	栄養士	調理員等	看護師	嘱託医	心理療法担当職員	里親支援専門相談員	保育士・指導員	地域コーディネーター	非常勤職員	合計
国	1	1	1	1	1	4	1	1	2	1	17			31
市											14	1		15
施													1	1
計	1	1	1	1	1	4	1	1	2	1	31	1	1	47

地域小規模児童養護施設 野川つくしホーム

令和6年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	4.5	0.5	5

地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム

令和6年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	4.5	0.5	5

地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム

令和6年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	4.5	0.5	5

地域小規模児童養護施設 東有馬叶芽ホーム

令和6年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	4.5	0.5	5

川崎児童自立援助ホーム 大志

令和6年4月1日予定

職種	国	市	計
自立支援担当職員	1	0	1
保育士・指導員	2.5	1.5	4
計	3.5	1.5	5

川崎児童自立援助ホーム こもれび

令和6年4月1日予定

職種	国	市	計
自立支援担当職員	1	0	1
保育士・指導員	2.5	1.5	4
計	3.5	1.5	5

まぎぬ児童家庭支援センター

令和6年4月1日予定

	相談員	心理士	計
国	2	1	3

【白山愛児園拠点】

児童養護施設 白山愛児園

令和6年4月1日予定

職種	施設長	事務員	個別対応職員	家庭支援専門相談員	調理員等	嘱託医	心理療法担当職員	里親支援専門相談員	保育士・指導員	地域コーディネーター	学習支援員	非常勤看護師	合計
国	1	1	1	2	4	1	1	1	14				26
市									20	1	1		22
施設												1	1
計	1	1	1	2	4	1	1	1	34	1	1	1	49

地域小規模児童養護施設 結

令和6年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	3.5	0.5	4

地域小規模児童養護施設 紬

令和6年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	3.5	0.5	4

はくさん児童家庭支援センター

令和6年4月1日予定

	相談員	相談員(非)	心理士	計
国	2		1	3
施設		2		2
計	2	2	1	5

原則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員（以下、『私たち』という。）は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

使命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り育てる責務があります。私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

倫理綱領

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にされた支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

・ 児童養護施設倫理綱領

児童養護施設職員倫理綱領を理解して行動します。

・ 児童養護施設運営指針

児童養護施設の運営指針を理解し行動します。

・ 児童虐待防止

被措置児童虐待防止ガイドラインを理解し行動します。

施設で生活を共にする、こどもや職員による虐待を防ぎ安心安全な生活を保障します。

また、関係者らと連携して児童虐待防止の取り組みをします。

・ 家庭環境調整

家庭との調整においては、児童相談所との連携に関するガイドラインを理解し実施します。

・ 人権・権利擁護・差別の禁止

利用者の尊厳を守り、一人の人間としての生活を支えるため、その人権・権利擁護に努めます。

また、性別、宗教、国籍、身体的事情等による差別を行いません。

・ 養育の質の向上と人材育成

高度な知識や技術の習得・実践に努め、より質の高い養育を目指します。

また、専門性を確保するための人材の育成に努めます。

・ 自立支援

こどもの意志を尊重した相談指導を行い、その人らしい生活ができるよう支援をします。

・ リスクマネジメント

日頃から危険な行為及び危険な個所をチェックし安全管理に努めます。

・ 環境整備・美化

こどもたちと明るい環境で快適に過ごせるよう整備・美化に努めます。また設備・備品を大切にします。

・ 地域との共生

支援が必要と思われるこども・子育て中の家庭に対し各関係機関・団体はもとより、地域の方々とともにネットワークの構築に努め、将来を担うこどもたちを支えます。

・ 地域交流

地域ニーズを的確に捉え、専門的知識・技術を提供します。また地域のイベント等へ積極的に参加し地域社会との交流を深め地域の一員として活動します。

・ 災害への対応

災害に備え訓練、備蓄を行い、地域と連携して可能な限り支援活動に努めます。

・ 法令遵守

関係法令や諸規定の内容と精神を理解し、遵守します。

・ 個人情報保護と情報の発信・開示

個人情報を適切に取り扱います。また、必要な情報を発信・開示します。

・ 自己研鑽

仕事を通じて、自己実現のために目標を掲げて自己研鑽に努めます。

- ・ **相互協力と業務遂行**

職員相互が目的・情報を共有し、リーダーシップ・メンバーシップを発揮し、活力と和を大切にした環境づくりに努め、効果的な業務遂行を心がけます。

- ・ **改善意識**

施設運営や事業・業務に関し、積極的に改善・改革について意見や希望を発信し、企画立案に参加します。